

●オンデマンド型DX人材育成研修の実施業務に係る質問事項への回答●

番号	該当箇所	質問事項	回答
1	公募要領2	契約締結(令和8年7月中旬予定)から学習サービスの提供開始までに、準備期間(アカウント発行・研修生選定等)として想定されている期間はどの程度でしょうか。	9月初旬からの研修開始を予定しているため、準備期間は約1か月を想定しています。
2	公募要領3(6)	次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。(※(6)は共同企業体の代表構成員が有していればよい。) (6) 令和3年以降に、国内の5以上の自治体に対し、オンデマンド型のオンライン学習サービスを提供した実績を有すること。 とありますが、これは自治体限定ではなく、中央省庁や国際機関、教育機関、も含めた数値と捉えても問題ございませんでしょうか。また、当社はパートナー企業さん経由での入札を検討しておりますが、パートナー企業さんではなく、弊社実績と考えてよろしいでしょうか。	実績について、自治体に加え、中央省庁等の国内の行政機関もカウントします。また、共同企業体で参加される場合は、代表構成員以外の実績も考慮します。
3	公募要領7	プレゼンテーション審査の所要時間(説明時間・質疑応答時間)および実施形式(対面・オンライン)をご教示ください。	プレゼンテーション審査はオンライン実施を予定しています。実施時間は、1事業者様あたり、質疑応答を含めて約30分を予定しています。なお、実施日時や所要時間はあらためて6月上旬にお知らせいたします。
4	公募要領7	同項目に「パワーポイント等の機材は使用できません」と記載されておりますが、システムの操作感をよりご理解いただくため、PCを用いて実際のシステム画面等をお見せすることは可能でしょうか。NGの場合、提出した書類のみでのプレゼンテーションとなるでしょうか？	プレゼンテーション審査の際は、ご提出いただいた提案書類をもとにご説明いただけます。機材の使用や追加資料の提出等は一切できません。そのため、システム画面等をお示しいただく場合は提案書類に掲載してください。
5	公募要領7	パワーポイント等の機材は使用できませんとありますが、投影はできないという意味であり、パワーポイントで作成した資料は印刷して、別添資料としての発表させて頂く形でよいでしょうか。	プレゼンテーション審査の際は、ご提出いただいた提案書類をもとにご説明いただけます。機材の使用や追加資料の提出等は一切できません。そのため、必要な内容はすべて提案書類に掲載してください。
6	公募要領8	弊社が契約交渉の相手方となった場合、詳細な契約条件につき協議させていただきたいと考えております。仮に協議させていただいたものの合意できず、契約締結に至らなかった場合に、弊社に不利益(補償が必要だったり、以後の入札参加が制限されたりなど)はあるでしょうか。	契約交渉の相手方に選定された事業者様と本府との協議により契約締結に至らなかったことのみをもって、当該事業者様に不利益が発生することはありません。
7	公募要領8	弊社が本事業を受託させていただいた場合、弊社の定める約款に同意のうえ弊社所定の書式による申込書等をご提出いただけます。貴庁の契約書や仕様書の条件と弊社の約款や申込書等の条件との間に矛盾がある場合は、代金の支払いにかかる条件を除き弊社の約款や申込書等を優先させていただきたく、落札後に協議できれば幸いです。	個別の内容については、契約締結前に協議させていただきます。
8	仕様書5(1)	学習教材を端末にダウンロードとございますが、ダウンロードする学習教材は、動画教材以外でも問題ございませんでしょうか。弊社のeラーニングコンテンツではコンテンツの不正流用や他媒体での配信を防止するため、動画のダウンロードは不可としております。	講義動画がダウンロード不可であることのみをもって、業務要件を満たさないものとは判断しません。したがって、講義動画以外の学習教材についてダウンロードが可能であり、オフライン環境でも利用できる場合には、当該要件を満たすものとしします。
9	仕様書5(1)	「教材」には動画ファイルそのもののダウンロードが含まれることが必須でしょうか。演習課題用ファイル(Excel等)のダウンロードのみが可能で、動画視聴はオンラインを前提とする形式(動画ダウンロード機能なし)でも要件を満たしますでしょうか。動画ダウンロードが必須である場合、LMS(学習管理システム)からの直接ダウンロードではなく、弊社指定のクラウドストレージ(Googleドライブ等)に動画を格納し、受講生が任意にダウンロードする運用は可能でしょうか。(※契約終了時に受講生PCよりデータを削除いただく運用を想定)	講義動画がダウンロード不可であることのみをもって、業務要件を満たさないものとは判断しません。したがって、講義動画以外の学習教材についてダウンロードが可能であり、オフライン環境でも利用できる場合には、当該要件を満たすものとしします。

●オンデマンド型DX人材育成研修の実施業務に係る質問事項への回答●

番号	該当箇所	質問事項	回答
10	仕様書5(1)	研修生が学習サービスを利用する際のネットワーク環境について、府庁のネットワーク上でのアクセス制限(プロキシ、特定ドメインのブロック等)や、LGWAN環境での利用想定はありますか。	本府では、情報セキュリティ対策のため、インターネットの閲覧制限があります。LGWAN環境での利用想定はありません。
11	仕様書5(1)	研修生250名の想定される職階構成(主事・技師級、主査級、課長補佐級等の割合)や、情報系職員・DX推進員・一般職員の内訳の想定はございますか。スキルレベルに応じた学習プログラム設計の参考にさせていただきます。	研修生は、部局等からの推薦やDXに関わる意欲のある職員からの申込みにより決定する予定のため、研修生の職階構成等は未定です。 なお、令和7年度に実施した研修における研修生の職階構成については、約9割が主査級以下の職員でした。
12	仕様書5(1)	視聴可能なコンテンツが「常時1,000本以上」とありますが、こちらは動画コンテンツのみで1,000本以上という認識でよろしいでしょうか。弊社のeラーニングコンテンツは、学習内容に応じて学習効率を高める設計としており、動画形式に加えて、一部スライド式コンテンツや画面の指示に沿って操作を行う形式のコンテンツもご用意しております。動画以外のコンテンツを含めた総数として1,000本以上としても差し支えないでしょうか。	業務要件③「コンテンツの内容について」に記載のコンテンツ数に含める要件をご確認ください。なお、文書・音声のみ(動画なし)の学習教材等はコンテンツ数に含めない旨も記載しています。
13	仕様書5(1)	「視聴可能なコンテンツが、常時1,000本以上であること」との記載について確認です。弊社のコンテンツ構成は、1つの講座が細かな「ステップ(動画ファイル)」ごとに分割されております。この独立した動画1ファイル(1ステップ)を1本とカウントし、合計が1,000本を超えている場合、本要件を満たしていると解釈して相違ないでしょうか。	業務要件③「コンテンツの内容について」に記載のコンテンツ数に含める要件をご確認ください。なお、チャプターとして区分設定されているだけで動画ファイルとして独立していないものはコンテンツ数に含めない旨も記載しています。
14	仕様書5(1)	留意事項内に『デジタルスキル標準』(DSS)に概ね対応できるコンテンツが存在すること」と記載されております。多くの自治体様では、「リテラシー標準(DSS-L)は準拠、スキル標準(DSS-P)は一部のみ準拠」とされていますが、今回の要望レベルからも推察するに「スキル標準(DSS-P)は一部のみ準拠」でよろしいでしょうか。	『デジタルスキル標準』(DSS)のすべてに準拠するコンテンツをご提案いただくことが必須ではありません。 コンテンツの提案にあたっては、仕様書5(1)【提案を求める事項】(ア)の点線の枠内に記載する具体例に関する内容を必ず含んでください。
15	仕様書5(1)	参考資料として挙げられている「大阪府人材育成戦略(案)」の全文は公開されていますか。入手方法をご教示ください。提案書(イ)の作成にあたり、府が求める人材像やスキル体系を正確に把握したいため、ご確認をお願いいたします。	当該戦略(案)の全体版は本業務の公募HP「3.応募の手続き:(1)公募要領等の入手方法」に掲載しています。 なお、府が求める人材像等については、以下URLから「組織・人事給与制度の今後の方向性(案)」をご参照ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o040030/jinji/houkousei/index.html
16	仕様書5(2)	本研修の提供方法は「オンデマンド型」が要件とされておりますが、「③学習内容の定着について」を促進するための独自の施策として、希望者を対象としたリアルタイム参加型のワークショップ等の実施を付加提案することは可能でしょうか。	可能です。 学習効果の最大化を図る取組については、オンデマンド型に限らず、事業者様のノウハウ等を生かした様々な施策をご提案いただけますと幸いです。
17	仕様書5(3)	「倍速再生した場合であっても、通常再生時間を基準として算出・表示すること」との指定について確認です。弊社のシステム仕様では、受講ログとして記録・表示される数値は「実際の再生時間(倍速再生時は短縮された時間)」となります。一方で、各コンテンツには「標準学習時間(通常再生時間)」が設定されており、受講生がコンテンツを最後まで視聴した際には「受講完了」のステータスが表示されます。そのため、「受講完了したコンテンツの標準学習時間を合算すること」で、倍速再生等の影響を受けない通常再生時間基準での合計受講時間を、管理者側で確認・算出いただくことが可能です。このように、システム上の実再生ログとは別に、完了ステータスと各講座の標準学習時間をもって、本要件を満たしているときとみなして問題ないでしょうか。	本要件は、研修管理者が、各研修生における講義動画の倍速再生等の影響を受けない通常再生時間基準での合計受講時間を容易に把握することを目的としています。 したがって、「実際の再生時間」と「標準学習時間」を同一の画面または同一のデータとして一覧で確認できるなど、研修管理者が倍速再生等の影響を受けない通常再生時間基準での合計受講時間を容易に把握できる仕組みやサポートがあれば、本要件を満たすものとします。
18	仕様書5(3)	研修生に対するアンケート調査について、府として想定されている実施時期(中間・期末等)や、特に把握したい項目・指標があればご教示ください。効果測定的设计に反映したいためです。	研修生に対して、研修受講後のアンケート調査を想定しています。アンケート項目等については、契約締結前に協議させていただきます。

●オンデマンド型DX人材育成研修の実施業務に係る質問事項への回答●

番号	該当箇所	質問事項	回答
19	仕様書5(3)	実施状況の集計・分析にあたり、アンケートによる効果測定を想定しております。アンケートの実施方法について、貴府の既存システム(例: Microsoft Teams等)を活用することは可能でしょうか。実施にあたっての役割分担として、設問項目は当方で作成し、貴府より配布いただく形にてアンケートフォームを作成し、受講者にアクセスいただく形など指定があるかをご教示ください。	既存システムを活用した実施ではなく、事業者様で別途アンケートフォームを作成・配布・集計していただくことを想定しています。
20	仕様書6	提案資料について、指定の様式での作成が必須でしょうか。それとも、PowerPointやPDF形式等で作成した独自の企画書を提出(または添付)することは可能でしょうか。また、提出にあたりページ数等の上限は定められていますでしょうか。	指定様式での作成は必須ではありません。また、ページ数等に制限は設けていません。 【提案を求める事項】に対応する提案の要点がわかるように作成してください。
21	仕様書6	提案資料において、実施予定の学習コンテンツやサービスのイメージを示すため、機能紹介等の画面イメージの掲載を検討しております。事業者名・サービス名等を明示的に記載しない場合においては、一般的な機能説明の範囲であれば、画面イメージを掲載することは差し支えないとの理解でよろしいでしょうか。また、提案資料における匿名性確保の観点から、掲載にあたり留意すべき点や判断基準等がございましたらご教示いただけますと幸いです。	画面イメージを掲載することは差し支えありません。掲載にあたり、使用するロゴやニックネーム等、固有名詞以外にも事業者名が推測できる内容は掲載しないか黒塗りしてください。
22	仕様書7	令和7年度以前に実施されたオンライン学習サービスを活用した研修について、利用率(アクティブ率)や受講完了率、研修生の満足度等の実績データを開示いただくことは可能でしょうか。学習効果最大化の取組提案の参考とさせていただきます。	令和7年度の研修実績は以下のとおりです。 1人あたり平均視聴時間:約14時間 ※視聴期間5か月 満足度:「とても満足」または「やや満足」と回答した研修生:約8割
23	仕様書9	・再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、府と協議し、承認を得ること。 ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。 ア 業務の主要な部分を再委託すること。 イ 契約金額の相当部分を再委託すること。 とのことですが、弊社はパートナー企業さん経由での入札を検討しています。公共機関においてはすべてパートナー企業さん経由での入札参加となっておりますので、ぜひご検討頂きたいのですが問題ないでしょうか。	個別の内容については、契約締結前に協議させていただきます。
24	仕様書10(8)	報告書等の著作権について、弊社または第三者が従前から有する著作権は、弊社または第三者に留保されるとの理解でよろしいでしょうか。	報告書等の著作権について、原則仕様書11(8)に記載のとおりです。個別の内容については、契約締結前に協議させていただきます。
25	仕様書10(8)	「なお、報告書等の著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)は、府に譲渡するものとし」とありますが、「報告書等」とは、業務完了報告書と実績報告書を意味するとの理解でよろしいでしょうか。	報告書等には、お見込みの報告書に加え、仕様書5(3)③に記載の「アンケート調査」および「アンケート調査等を踏まえて、研修効果測定や実施状況の集計・分析」を行った結果等の報告書等も含まれます。
26	仕様書10(10)	弊社は代理店としてオンライン学習コンテンツの受講権を販売しており、弊社が本委託業務を受注した場合はオンライン学習コンテンツの提供会社が直接貴庁と契約の上貴庁および利用者にサービスを提供させていただく予定です。サービスの利用を通じてオンライン学習コンテンツの提供会社に提供される情報は、当該提供会社の定める規約等に沿って取り扱われますがよろしいでしょうか。落札後協議するなどがございましたら教えてください。	個別の内容については、契約締結前に協議させていただきます。
27	様式2	『※「別紙のとおり」と記載し、任意の別紙を添付しても構いません。その場合、用紙の大きさは日本産業規格A4としてください。』とありますが、別紙の場合でも委託仕様書に記載されている通り各規定様式はA4縦となりますでしょうか。それとも別紙の場合はA4横での作成も可能でしょうか。	A4横で作成いただいても構いません。